官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔省令〕
○特許法施行規則等の一部を改正する省令（**経済産業**二八）　一
〔告示〕
○指定統計調査の結果の公表等に関し報告を受けた事項を告示（**総務**一八一）　三
○産業再配置促進環境整備費補助金交付規則の一部を改正する規則（**経済産業**七〇）　九
○産業再配置促進事業環境整備費補助金交付規則の一部を改正する規則（**同**七一）　一三
○産業再配置促進施設整備費補助金交付規則の一部を改正する規則（**同**七二）　一六
○電源地域産業再配置促進費補助金交付規則の一部を改正する規則（**同**七三）　一九
○自動車の装置の型式を指定した件（**国土交通**一九一～二二一）　三三
〔公告〕
諸事項
裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責、会社更生、再生関係　三九
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団公告、厚生年金基金変更関係　二五〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　二五一
会社その他
会社決算公告　二五三

〔省令〕

○経済産業省令第二十八号

特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法令を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月二日　経済産業大臣　中川　昭一

特許法施行規則等の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「猶予」を「猶予等」に、「第七十四条」を「第七十七条」に改める。

第十条中「第四十三条の二第三項で」を「第四十三条の二第三項において」に改め、「第九条第四項」の下に「、第十一条の五第二項」を加え、「若しくは第三項前段」を「、第三項前段若しくは第四項前段」に改める。

第十一条第一項及び第五項並びに第十一条の四中「様式第六十一の五」を「様式第六十一の二」に改める。

第十一条の五の見出し中「様式」を「様式等」に改め、同条中「受継」の下に「（特許を受ける権利の相続その他の一般承継による承継人が手続を受継する場合を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の申立書を提出する場合には、手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面を添付しなければならない。

第二十七条第三項中「第百九十五条第六項」を「第百九十五条第五項」に改め、「、出願審査請求書」を削り、「国等」を「国」に改め、「（同法第百七条第四項に規定するものをいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

4　特許法第百九十五条第六項の規定により出願審査の請求の手数料を納付するときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、国を含む者の共有に係る場合にあつては国以外の者の持分の割合を、同法第百九十五条の二の規定又は他の法令の規定による軽減又は免除（以下「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合にあつては減免を受ける者の持分の割合をそれぞれ出願審査請求書に記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。

第三十一条の二第二項中「産業再生法第三十三条又は産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十六条第二項」を「特許法第百九十五条の二、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第十三条第四項、産業再生法第三十三条又は産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十六条第二項第一号から第三号まで」に改め、同条第三項中「第十七条第二項」を「第十六条第二項第四号若しくは第五号又は第十七条第二項」に改める。

第三十八条の十三中「第二十六条から第二十七条の二まで」を「第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十七条の二第一項」に改める。

第五十八条の十六第一項中「他の」を「場所であつて審判長が相当と認める」に改める。

第六十条第一項中「当事者又は参加人が」を削る。

第六十条の二を第六十条の二の二とし、第六十条の次に次の一条を加える。

（鑑定のために必要な事項についての協議）

第六十条の二　審判官は、口頭審理の期日において、鑑定事項の内容、鑑定に必要な資料その他鑑定のために必要な事項について、当事者及び参加人並びに鑑定人と協議をすることができる。